使用料・手数料設定の基本方針

平成２９年３月策定
令和６年９月改訂

銚　　子　　市

目　　　　　　次

はじめに……………………………………………………………………　1

1　使用料・手数料に関する基本的な考え方……………………………………　1
⑴　使用料・手数料とは……………………………………………………　1
⑵　受益者負担の原則・適正化……………………………………………　2
①　負担の公平性
②　税負担の減少及び自主財源の確保
③　算定方法の明確化
⑶　対象となる使用料・手数料……………………………………………　2
⑷　対象外とする使用料・手数料…………………………………………　2
⑸　原価の削減とサービスの向上のための努力…………………………　3

2　原価算定方式による料金算定の基本ルール………………………………　3
⑴　原価に含める対象経費…………………………………………………　3
①　人件費
②　物件費
③　建物建設費（減価償却費）
⑵　統一的な算定方法………………………………………………………　4
①　施設使用料の算定方法
②　事務手数料の算定方法
③　その他
⑶　受益者負担の割合（性質別負担割合）………………………………　5
⑷　料金設定における特殊要素……………………………………………　6
①　市外利用者料金の取扱い
②　土曜日、日曜日及び祝日料金の取扱い
③　冷暖房及び照明設備使用の取扱い
④　時間帯の取扱い
⑤　大人・子供等の利用者区分の設定
⑥　個人・団体（団体割引）の利用区分の設定
⑦　営利目的等の取扱い
（ア）営利目的の場合
（イ）入場料を徴収する場合
⑸　激変緩和措置……………………………………………………………　8

３　使用料・手数料の減免…………………………………………………　８
⑴　減免に関する基本的な考え方…………………………………………　８
①　受益者負担の原則の徹底
②　基準の統一・厳格化
⑵　減免基準……………………………………………………………………　９
①　使用料の減免基準
②　手数料の減免基準
⑶　減免資格の確認……………………………………………………………　９
⑷　新たな減免基準の適用時期…………………………………………１０

４　適正価格の決定と市の取組…………………………………………１０
⑴　適正価格の決定……………………………………………………………１０
⑵　新たな使用料・手数料の適用時期…………………………………１０
⑶　市の取組……………………………………………………………………１０
①　経費削減のための改善策
（ア）経費の節減
（イ）施設の統合等の検討・実施
（ウ）新たな制度導入の検討
②　サービス内容の拡充、稼働率の向上策
（ア）利用者の利便性の向上
（イ）利用者の増加対策
（ウ）職員の接遇向上
③　使用料及び手数料条例の適正な運用
（ア）利用者に対する情報発信
（イ）制度の適正な運用
⑷　定期的な見直し……………………………………………………………１１

はじめに

市は、市民の福祉向上や健康増進、社会教育の推進等の観点から、福祉施設や体育施設、社会教育施設など様々な施設を設置し、市民の皆さんに利用していただいています。また、戸籍事務や税務事務に付随する戸籍謄本や住民票の写し、所得証明書、納税証明書等の発行事務を行政サービスとして行っています。

これらの施設維持や発行事務等は、電気料等の維持管理経費や人件費が必要であり、受益者負担の原則からすれば、その経費の全てを施設の利用者や証明書等を必要とする者の使用料・手数料で賄うことが望ましいのですが、現在その全てを賄えていないため、一部は市民の皆さんの税金によって補われています。

反対に、その経費を全て税金で賄うとしたら、サービスを利用する人と利用しない人との間に不公平が生じてしまいます。

このようなことから、使用料・手数料について、利用者等がどこまで負担すべきか、また市民の皆さんに納めていただく税金でどこまで補うべきかについて、改めて考える必要があります。

このたび市では、特定の行政サービスを利用する場合には、受益者としてコストの一部を負担していただくことで、サービスを利用しない方との間の負担の公平を図るための「受益者負担の適正化」を徹底し、併せて「算定方法の明確化」、「減免対象の適正化」を図るため、『使用料・手数料設定の基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、全ての使用料・手数料を見直すこととしました。

１　使用料・手数料に関する基本的な考え方

⑴　使用料・手数料とは

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収されるもので、主なものとしては、市有地の土地使用料や、地区コミュニティ施設、体育施設、生涯学習施設などの施設利用料があります。

手数料とは、特定の者のためにする事務の対価として徴収されるもので、戸籍謄本交付手数料、住民票の写し交付手数料、各種証明手数料等があります。

【地方自治法（抜粋）】

（使用料）

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

※公の施設には、地方公営企業の適用を受ける水道等の事業も含まれ、これらの公営企業において徴収される料金も使用料です。

（手数料）

第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

⑵　受益者負担の原則・適正化

①　負担の公平性

使用料・手数料は行政サービスを利用する特定の人が利益を受けることから、これらの経費を全て税金で賄うとすると、サービスを利用する人と利用しない人との間に不公平が生じ、「負担の公平性」が確保できません。

受益者負担の原則からすれば、施設の維持管理経費は利用者の使用料で、証明書等の発行に係る事務経費は手数料で全てを賄うことが望ましいのですが、行政としての関与の必要性も考慮しながら、受益の範囲内で、サービスを利用する人に応分の負担を求めることで、「負担の公平性」を確保する必要があります。

②　税負担の軽減及び自主財源の確保

仮に、使用料・手数料を徴収せずに受益者負担を税金で賄う場合、その収入額に見合うだけの税金を徴収しなければならず、税負担は増大してしまいます。使用料・手数料の徴収は、特定のサービスに対する財源として税負担を軽減することになり、かつ、自主財源を確保し、財政収支の向上にも寄与することになります。

③　算定方法の明確化

使用料・手数料の設定は、施設や事務の種別ごとに異なる考え方ではなく、「受益者負担」と「負担の公平性」を原則とする統一的な考え方により、算定方法を明確にする必要があります。

⑶　対象となる使用料・手数料

基本方針の対象となる使用料・手数料は、原則として、銚子市使用料及び手数料条例に掲げるもののほか、各施設の設置及び管理に関する条例その他個別の条例に規定しているものとします。また、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していないサービス等についても、改めて受益者負担の原則を考慮して、徴収の可否を検討します。

⑷　対象外とする使用料・手数料

次の使用料・手数料については、この基本方針の適用対象から除外し、必要に応じ個別に見直しを行うこととします。

○　法令等の定めによるもの

法令等の規定又は国・県等により、料金又は算定方法が定められているもの

【例】戸籍関係手数料、消防防災関係手数料、自動車臨時運行手数料・市営住宅使用料等

○　個別の経営計画等を基にしているもの

特別会計等で、長期的な管理運営・経営計画の中で使用料等を算定しているもの

【例】水道・下水道使用料等

○　政策的判断を要するもの

その他別の基準により使用料等を算定し、政策的判断が必要で、個別に検討を要するもの

【例】道路・河川・公園占用料、ごみ処理手数料、火葬場使用料、保育料等

○　施設又はサービスの性質上、競争によることが適当であるもの

【例】行政財産の目的外使用で収益性のあるもの（自動販売機設置など）

⑸　原価の削減とサービスの向上のための努力

使用料・手数料における受益者負担の原則は前述のとおりですが、受益者負担を導入するに当たっては、市は可能な限り、原価の削減を図るとともに、利用者満足を高める努力をする必要があり、その上で、受益者が応分の負担を担うことにより、行政サービスの質・量が維持され、市財政の健全化が図られると考えます。このため、市は、使用料・手数料の原価や利用者満足度を常に意識してサービスの提供を行わなければなりません。

2　原価算定方式による料金算定の基本ルール

⑴　原価に含める対象経費

①　人件費

常勤職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員に係る給与費、共済費、費用弁償並びに地方公務員共済組合等負担金、退職手当組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金

②　物件費

使用料・手数料の事務執行に直接必要となる旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及びその他施設の維持管理・運営に係る経費のうち次に掲げるものの年額

※　基幹システムなど複数の業務を含むものについては、関係する経費のうち相当額を対象経費とします。

〈物件費の対象科目〉

節	細節	算定期間
旅費	費用弁償	1年
	普通旅費	
	特別旅費	
需用費	消耗品費	
	燃料費	
	食糧費	
	印刷製本費	
	光熱水費	
	修繕料	
	賄材料費	
	医薬材料費	
役務費	通信運搬費	1年 （ただし、長期継続契約などの複数年にわたる契約によるものは当該契約期間※1、システム改修・システム構築等に係るものは5年※1とする。）
	広告料	
	手数料	
	筆耕翻訳料	
	保険料	
	クラウドサービス等利用料	
委託料	清掃委託料	
	警備委託料	
	機械等保守管理委託料	
	汚水処理施設管理委託料	
	設計等委託料	
	業務委託料	
	措置委託料	
	指定管理委託料	
	施設等管理委託料	
使用料及び賃借料	土地借上料	
	家屋・会場借上料	
	自動車借上料	
	機械借上料	
	物品借上料	
	有料道路通行料等	
	放送受信料	
	船舶借上料	
	著作権料	
	共架料	
	電波利用料	
	水域占用料	
	施設入場料	
	システム等使用料	
備品購入費	庁用器具費	5年※2
	機械施設器具費	
	自動車購入費	
	図書等購入費	
	教材費	
	消防器具等購入費	

※1　契約期間における総額（決算額）を算定期間で除して算出すること。

※2　過去5年分の購入実績（決算額）を5で除して算出すること。

③　建物建設費（減価償却費）

建物等の建設費（取得価格）及び改修費から補助金を控除した額（一般財源及び地方債相当額）とします。また、銚子市公共施設等総合管理計画に沿った公共施設の整備を進める中で、施設の統廃合を含む大規模改修や更新費用が発生した場合も同様とします。

⑵　統一的な算定方法

①　施設使用料の算定方法

施設使用料は、基本的には、１㎡・１時間当たりの単価に貸出面積と貸出時間を乗じた原価を基に、性質別負担割合を考慮して算出します。ただし、設置目的が同じ施設は、他の施設との均衡を考慮することとします。

《基本的な算定式》

（ア）１㎡当たりの単価＝

（人件費＋物件費＋減価償却費）÷建物総面積･･･（A）

○　人件費は、直近の決算年度における一般職に係る前記２⑴①の対象経費の合計額を一般職員の合計数（当該年度の３月支給人員数）で除した「年間給与平均額」に、当該業務に直接従事する人工数※を乗じて算出する。

※　人工数については、１年間の労働日数を 240 日、実労働時間を 1,860 時間（１日7時間45分）として、当該業務に直接従事した職員数と時間を基に算出する。

（イ）１㎡・１時間当たりの単価＝

１㎡当たりの単価（A）÷年間使用可能時間･･･（B）

○　施設の「年間使用可能時間」は、原則として条例上の利用可能時間により算定する。

（ウ）原価＝

１㎡・１時間当たりの単価（B）×貸出面積×貸出時間･･･（C）

（エ）使用料＝

原価（C）×性質別受益者負担割合

○　性質別負担割合は、次の⑶に記載

②　事務手数料の算定方法

事務手数料については、１件当たりの人件費と物件費を基に算出します。

《基本的な算定式》

（ア）原価＝

１件当たりの人件費＋１件当たりの物件費

○　１件当たりの人件費は、改定の直近の決算年度における一般職に係る前記２⑵①（ア）で算出した「年間給与平均額」を 111,600（年間実労働時間 1,860 時間×60 分間）で除して得た「１分間当たりの人件費」に、申請書等の受付から証明書等の交付、料金受領までの実作業に要する時間（分）の「平均処理時間」（複数人で処理する場合は、延べ時間（分））を乗じて算出する。

○　１件当たりの物件費は、物件費の合計額を年間処理件数（過去３か年平均）で除して算出する。

（イ）手数料＝

手数料＝原価×受益者負担割合

○　事務手数料は、特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であることから、その受益者負担率は１００％とします。

③　その他

使用料･手数料の単位は、事務の効率化を図るため１０円単位とすることとし、１０円未満は原則として切り捨てるものとする。

⑶　受益者負担の割合（性質別負担割合）

市の施設は、道路や公園などのように市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、ホール・会議室やスポーツ施設等のように、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のものを提供できる施設まで、多岐にわたっています。このため、一律に受益者負担の原則だけで料金を設定することは適当ではないことから、大半の市民が必要とする基礎的なサービスか否か（選択性）、民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか否か（市場性）の基準で施設を性質別に分類し、「受益者負担」の割合を設定します。

この割合を図で示すと次のとおりとなります。

○　施設性質別による受益者負担割合

高（市場性）	受益者負担 50% 公費負担　50% A－1 民間事業者が同様のサービスを提供しているが、大半の市民が必要とするサービス	受益者負担 75% 公費負担　25% A－2 民間事業者が同様のサービスを提供しているが、一部の市民に必要なサービス	受益者負担 100% 公費負担　0% A－3 民間事業者が同様のサービスを提供しており、市民が選択して利用するサービス
市場性	受益者負担 25% 公費負担　75% B－1 民間事業者によるサービス提供が少なく、大半の市民が必要とするサービス	受益者負担 50% 公費負担　50% B－2 民間事業者によるサービス提供が少なく、一部の市民に必要なサービス	受益者負担 75% 公費負担　25% B－3 民間事業者によるサービス提供は少ないが、市民が選択して利用するサービス
低（非市場性）	受益者負担　0% 公費負担　100% C－1 民間事業者によるサービス提供がなく、大半の市民が必要とするサービス	受益者負担 25% 公費負担　75% C－2 民間事業者によるサービス提供がなく、一部の市民に必要なサービス	受益者負担 50% 公費負担　50% C－3 民間事業者によるサービス提供はないが、市民が選択して利用するサービス

（基礎的）　選　択　制　（選択的）　高

⑷　料金設定における特殊要素

①　市外利用者料金の取扱い

市の施設は、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであることから、市民以外の者の使用料は、原則として５割増しとします。

②　土曜日、日曜日及び祝日料金の取扱い

施設の利用状況について、土曜日、日曜日及び祝日に利用が集中する場合は、平日料金との格差を設定し、利用の均等化を図ることも考えられますが、使用料を算定する上での原価に差異はないことから、土曜日、日曜日及び祝日料金の設定は行わないこととします。ただし、従前から施設の設置目的や利用状況などによって土日料金を設けている施設においては、現行どおりの取扱いができることとします。

③　冷暖房及び照明設備使用の取扱い

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合が想定されることや、冷暖房に係る光熱水費は原価に算入済みとなっていること、また、分かりやすく簡素な料金設定を行うため、原則として冷暖房の使用に対する加算は行わないこととします。

また、照明設備に係る経費も同様ですが、体育施設などにおいて、特別な照明設備を使用する場合は、現行どおりの取扱いができることとします。

④　時間帯の取扱い

使用料を算定する上での原価に差異はないことから、原則として、時間帯により料金設定に差を設けないこととします。ただし、施設の利用頻度などを考慮し、施設利用の分散等を図る必要がある場合は、異なる料金設定を設けることができることとします。

⑤　大人・子供等の利用者区分の設定

利用者の年齢等で料金に差を設ける場合は、施設の設置目的や利用者の状況を考慮し、施設等所管課において適正に設定することとします。この場合の基準は、次の表を目安とします。

利用者区分	負担割合
○幼児	大人料金の１／４
○小学生、中学生	大人料金の１／２
○高校生（高校に在学している者）	大人料金の２／３
○高齢者（６５歳以上）	大人料金の２／３

⑥　個人・団体（団体割引）の利用区分の設定

団体割引を設定する場合は、施設の設置目的や利用者の状況を考慮し、施設等所管課において適正に設定することとします。この場合の割引率は、個人利用料金の４０％を上限とします。団体の人数区分等については、施設規模により任意に定めることとします。

⑦　営利目的等の取扱い

営利目的で使用する場合、又は、入場料を徴収する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

（ア）営利目的の場合

営利目的の場合の使用料は、５割増しまでとします。

（イ）入場料を徴収する場合

入場料を徴収する場合は、１０割増しまでとします。

⑸　激変緩和措置

使用料・手数料を算定した結果が現行の額を大きく上回る可能性もありますが、この場合、市では利用者への過度な負担とならないよう、一定の上限を定める激変緩和措置を講じることとし、現行の額の概ね１．５倍を上限額とします。

また、算定の結果が現行の額を大きく下回った場合には、現下の市の厳しい財政状況を踏まえ、０．５倍以下となる例を除き、現行料金に据え置くこととします。

なお、０．５倍以下となった場合は、０．５倍を下限額とします。

今後、基本方針に従って見直しを実施した場合で、算出した料金と現行料金の乖離幅が小さいときは、コストの年次変動を考慮し、プラス１０％の範囲内については現行の料金に据え置くこととします。ただし、消費税率の引上げ等、税制改正が行われた場合にあっては、これを適切に料金に転嫁することとします。

３　使用料・手数料の減免

⑴　減免に関する基本的な考え方

公の施設は、公共の福祉の向上を図るための施設であることから、市民が利用しやすいように低廉な使用料を設定しており、受益者負担の原則からも全額納付が基本です。市の社会教育施設や体育施設では、これまで、高齢者、障害者等への配慮や、社会教育団体、社会福祉団体、地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により使用料の減額又は免除を幅広く認めてきました。しかしながら、拡大的な減免措置の適用は、本来の負担の公平性を損なうおそれがあり、また、「受益と負担の公平性」を保つためには、施設ごとの基準ではなく、統一的な基準を持つことが必要となります。このため、受益者負担の明確化、利用者間の公平性の観点から、減免制度を見直すこととします。

①　受益者負担の原則の徹底

減免に係る負担は税金で賄うことになることから、受益者負担の原則を徹底するため、減免制度は特例的な措置であることを明確にし、その範囲は、本来の目的・必要性に即し、真にやむを得ないものに限定する必要があります。

②　基準の統一・厳格化

現在の減免制度は、施設ごとに取扱いに差異が生じるケースもありますが、今後は公平性を確保するために、できるだけ多くのサービス・施設で共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。

ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分考慮して、基準を大きく逸脱することのない範囲で、サービスと施設ごとに減免制度の取扱いを定めます。

⑵　減免基準

①　使用料の減免基準

区分	該当要件	減免の判断内容
免除	○国又は他の地方公共団体（行政委員会、附属機関等を含み、学校を除く。）からの請求であって、当該施設等の使用が公益上特に必要があると認められるとき。	○国及び他の地方公共団体の活動は、公益活動であり、共に市民の福祉の向上に向けて協力していく必要がある。
	○市及び教育委員会（以下この表で「市等」という。）が主催する事業で使用するとき。	○市等が主体となって行う事業のみを対象とする。
	○身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）を構成員とする市内の世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯が使用するとき（必要最低限の介助者を含む。）。	○福祉施策として支援が必要である。
	○半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき（必要最低限の介助者を含む。）。	
減額	○市内の高等学校及び特別支援学校が教育目的で利用するとき。	○免除を行う小学校等の義務教育との差別化を図るものの、教育的見地から一定の支援が必要である。

② 手数料の減免基準

区分	該当要件
免除	○国又は地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に使用するため、申請があった場合
	○法律の規定により、無料の取扱いをする場合
	○生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により保護を受けている者が直接必要とするため、申請があった場合
	○天災、病気等により負担を免除する必要がある場合
減額	○法律の規定により、減額が定められている場合
	○天災、病気等により負担を軽減する必要がある場合

⑶ 減免基準の例外

上記⑵に掲げる使用料・手数料の減免基準に該当しない場合であっても、市の施策を推進する上で特に必要と認められるときは、財政課財政室と協議の上、減免制度を活用することができます。

⑷ 減免資格の確認

免除又は減額を適用するための資格を確認するに当たっては、それぞれ身分証明

書、各障害者手帳、団体名簿等、妥当な方法により確認することとします。

なお、障害者については、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳の提示により確認することとします。

⑸　新たな減免基準の適用時期

平成２９年４月１日からとします。ただし、継続利用での条件変更など特別の事由がある場合には、1年間猶予するものとします。

４　適正価格の決定と市の取組

⑴　適正価格の決定

原価計算による算出後、受益者負担の割合により求められた料金が理論上の適正対価であるものの、料金を最終的に決定するに当たっては、市内の同種（類似）施設との均衡などを考慮し、また、近隣自治体の類似施設と比較し著しく高額となり利用者の減少が危惧される場合には、調整を図るものとします。さらに、施設使用料については、各施設の設置目的や管理運営についての考え方、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案し、適正価格を決定します。

⑵　新たな使用料・手数料の適用時期

平成３０年４月１日からとします。

なお、影響額が軽微なものについては、消費税率の引上げ時期に併せて改正することとし、平成３１年１０月１日からとします。

⑶　市の取組

受益者負担の考えの下では、人件費や維持管理経費が使用料等算定の基礎となることから、市は、可能な限り業務の見直しや改善を積極的に行い、経費削減を進め、原価の削減を図る必要があります。併せて、利用満足度を高めることにより利用者を増加させ、収入増を図る必要があります。

このため、市は、効率的な施設運営による利用者負担の軽減と、サービス内容の拡充と稼働率の向上の両面を目指し、改善策として次のことに取り組みます。

①　経費削減のための改善策

（ア）経費の削減

業務内容の定期的な見直しを行い、経費の削減に努めます。

（イ）施設の統合等の検討・実施

施設の統合、廃止、民間譲渡及び用途変更等を積極的に検討、実施します。

（ウ）アウトソーシングの検討

各施設等のアウトソーシングに向けた検討を行います。

② サービス内容の拡充、稼働率の向上策

（ア）利用者の利便性の向上

各施設の清掃や備品の確認を徹底するなど、施設の環境整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

（イ）利用者の増加対策

広報紙、市ホームページなどを活用し、各公共施設の情報提供・周知を行い、利用者の増加を目指します。

（ウ）職員の接遇向上

職員の窓口等における接遇力の更なる向上に努めます。

③ 使用料及び手数料条例の適正な運用

（ア）利用者に対する情報発信

本方針における受益者負担の原則及び原価として算入する経費について、利用者に情報発信し、理解を得るよう努めます。

（イ）制度の適正な運用

使用料を要する施設は、条例で定められていますが、対象となる施設の利用状況を正確に把握し、制度の適正な運用に努めます。

⑷ 定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの向上を目指すため、使用料・手数料の見直しは、原則として３年ごとに実施します。

また、基本方針については、必要に応じて適宜見直しを行います。